綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例　早川城山地区照合表

行　為　の　場　所	綾瀬市			
地区の区分	□　沿道地区　A	□　沿道地区　B	確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 3,000㎡超の店舗、飲食店等 (2) 3,000㎡超の事務所 (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場　等 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋　等 (6) カラオケボックス等 (7) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (8) 神社、寺院、教会等 (9) 老人ﾎｰﾑ、保育所、身体障害者福祉ﾎｰﾑ等 (10) 老人福祉ｾﾝﾀｰ、児童厚生施設等 (11) 自動車教習所 (12) 倉庫（附属するものは除く） (13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（店舗に附属するものを除く）	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 3,000㎡以内の店舗、飲食店等 (4) 3,000㎡以内の事務所 (5) 学校、図書館等 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所等で公益上必要なもの (8) 前各号の建築物に附属するもの	①	適 不適
建築物の敷地面積の最低限度	1　200㎡ 2　共同住宅の場合は、200㎡かつ１住戸あたり４０㎡ 適用除外規定 (1) 土地区画整理事業により換地された土地をそのまま使用する場合 (2) 公衆便所、巡査派出所等で公益上必要なもの (3) 集会所等の居住者の共同の利便に供するもの		② ㎡ （　　㎡/住戸）	適 不適
壁面の位置の制限	建築物の外壁等の後退距離は 1 道路境界線又は緑道境界線から、計画図に表示した位置においてそれぞれ、2.0m、1.5m又は1.0m以上 2 隣地境界線から、1.0m以上 適用除外規定 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が３m以下のもの (2) 物置等の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの		③ 道路境界線～ m 隣地境界線～ m	適 不適
建築物等の形態又は意匠の制限	1　傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台等を設置してはならない 2　建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、周囲との調和のとれた落ち着いたものとする		④ 架台： 屋根： 外壁：	適 不適
かき又はさくの構造の制限	1　道路側：生垣又は透視可能なものに内側に植栽帯を設けたもの 2　隣地側：生垣又は透視可能なもの ただし、フェンス等の基礎で高さ0.4m以下のもの及び門柱等で長さ1.5m以内のものはこの限りでない		⑤ 道路側： 隣地側：	適 不適
樹林地、草地等の保全に関する制限	良好な住環境に必要な現に存する樹林地及び草地における、樹林の伐採及び土地の形質の変更をしてはならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。		⑥	
照合結果	□　適 □　不適　　抵触規定			
備　考	適用除外・緩和規定等　□　有（　　）　□　無			
照合者	職　名　　氏　名			

備考：太枠内のみ記入してください。

確認事項欄の記載方法：

①には建築物等の用途 ②③の欄には数値 ④⑤には計画概要を記入してください